

管理 No.	H073
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:保健所 医療政策課
(医事業事係 / 93-8392)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	診療所等の管理者兼任許可	
処分権者	保健所長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	医療法(昭和23年法律第205号)
	根拠規定条項	第12条第2項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号) 基準規定条項	医療法(昭和23年法律第205号)第10条、第11条
	審査基準	[開設者以外の者による診療所等の管理の許可による審査基準] 診療所等の管理者が他の診療所等を管理するために、診療所等の所在地の市長の許可を受けるための基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日から10日程度	
本票の作成日	平成29年1月10日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>[根拠法令]</p> <p>医療法</p> <p>[開設者自身による管理及び兼任管理の制限]</p> <p>第12条</p> <p>1 略</p> <p>2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、その病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。</p>